

市営土地改良事業計画の廃止決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項に規定に基づき、市営土地改良事業（甲賀2地区農村集落基盤再編・整備事業 用水路7：甲南町上野川工区）に係る土地改良事業計画の廃止を令和7年8月27日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月1日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

1 縦覧に供する書類

市営土地改良事業（甲賀2地区農村集落基盤再編・整備事業
用水路7：甲南町上野川工区）計画の廃止理由書

2 縦覧場所

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市役所農村整備課
なお、甲賀市のウェブサイトでも閲覧することができる。

3 縦覧期間

令和7年9月1日から令和7年10月1日まで

この処分について不服のある者は、甲賀市長に対して書面により令和7年10月23日までに審査請求をすることができる。